



第63期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

開催日時：2022年11月25日（金曜日）午後2時

開催場所：山形県山形市蔵王上野578番地の2

当社 本社会議室

（末尾に工場見学会及び駐車場のご案内を
掲載いたしております。）

書面による議決権行使について

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせるなどご出席いただけない場合は、書面による議決権行使をお願い申し上げます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら本招集ご通知の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月24日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

（当日ご出席の場合は、書面による議決権行使のお手続きは不要です。）

ミクロン精密株式会社
証券コード：6159

証券コード 6159
2022年11月9日

株 主 各 位

山形県山形市蔵王上野578番地の2
ミクロン精密株式会社
代表取締役社長 榊原 憲二

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせるなどご出席いただけない場合は、書面による議決権行使をお願い申し上げます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午後2時
2. 場 所 山形県山形市蔵王上野578番地の2 当社 本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第63期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.micron-grinder.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

《新型コロナウイルス感染防止への対応について》

[株主様へのお願い]

- ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。

[ご来場される株主様へのお願い]

- 建物入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主様には本株主総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場運営社員の案内に従ってくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)及び議案の詳細な説明は省略して議事進行することを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

[当社の対応について]

- 本株主総会会場におきましては、役員及び運営社員は、体調確認のうえマスク着用やアルコール消毒液の設置等の感染予防措置を講じてまいります。

株主総会当日までの状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.micron-grinder.co.jp/>)にて変更後の事項をお知らせいたします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績、配当性向等を総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続して実施していくことを利益配分の基本方針としております。

この方針に基づき、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通配当1株当たり8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金の総額は49,085,368円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 法改正に伴う当社定款条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第1条～第5条(条文省略)	第 1 章 総 則 第1条～第5条(現行通り)
第 2 章 株 式 第6条～第7条(条文省略) (新 設)	第 2 章 株 式 第6条～第7条(現行通り) <u>(单元未満株式についての権利)</u> 第8条 <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条(条文省略)	第9条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第10条～第13条 (条文省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>第10条 (現行通り)</p> <p><u>2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3、当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 16条～第 20条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 21条～第 25条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 第 26条 (条文省略)</p> <p>2、当会社は、<u>社外取締役、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算 第 27条～第 30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 17条～第 21条 (現行通り)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 22条～第 26条 (現行通り)</p> <p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 第 27条 (現行通り)</p> <p>2、当会社は、<u>会社法第 427条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>、<u>監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算 第 28条～第 31条 (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14条はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さかき ばら けん じ 榊 原 憲 二 (1958年8月24日生) 再任	1985年1月 当社入社 1988年6月 Micron-U.S.A., Inc. Vice President 1999年5月 Micron-U.S.A., Inc. President 1999年6月 当社取締役 2004年2月 当社常務取締役 2005年2月 Micron-U.S.A., Inc. Chief Executive Officer(現任) 2006年2月 当社専務取締役 2009年2月 当社代表取締役社長(現任) 2011年3月 Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. President(現任) (取締役候補者とした理由) 榊原憲二氏は、経営者及び代表取締役としての見識と当社事業における豊富な経験と実績を有し、当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮しております。当社及びグループ全体を牽引していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。	300,270株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	よしの やすし 吉野 靖 (1958年7月24日生) 再任	<p>1979年3月 当社入社 2002年6月 当社技術部長 2004年2月 当社取締役 技術部長 2006年12月 当社取締役 製造部長 2015年12月 当社取締役 生産本部長 2019年11月 当社常務取締役 生産本部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 吉野靖氏は、製造部門及び技術部門の責任者を歴任し、生産分野を中心に豊富な経験と見識を有しており、また、2019年11月に常務取締役に就任し、その専門的な知識を活かして当社の成長を牽引してまいりました。当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	69,120株
3	よしもと じゅん いち 善本 淳 一 (1964年1月9日生) 再任	<p>2001年10月 当社入社 2006年6月 当社製造本部長付部長 2006年12月 当社営業部長 2007年2月 当社取締役 営業部長 2011年2月 Micron-U.S.A., Inc. Director(現任) 2011年3月 Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. Director(現任) 2015年12月 当社取締役 営業本部長 2018年9月 当社取締役 設計本部長 兼 営業本部長 2021年12月 当社取締役 設計本部長 兼 営業本部長 兼 メディカル事業部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 善本淳一氏は、海外駐在の経験を有し、海外子会社の取締役に就任するなど、国際ビジネスに関する豊富な経験と見識を有しております。取締役としての実績も有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	49,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	おおみやまさのり 大宮正則 (1967年6月9日生) 再任	<p>1986年4月 当社入社 2005年12月 当社技術部 技術1課 課長 2012年6月 当社営業部 次長 2015年12月 当社製造部 部長 2016年9月 当社技術部 部長 2016年11月 当社取締役 技術部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大宮正則氏は、技術部門や製造部門の責任者を歴任し、技術における豊富な経験と実績を有し、また、海外駐在の経験を持ち、国際ビジネスに関しても豊富な経験を有しております。取締役としての実績も有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	38,000株
5	えんどうまさあき 遠藤正明 (1964年4月11日生) 再任	<p>1988年4月 当社入社 2002年6月 当社総務部 経理課 課長 2006年12月 当社管理部 次長 2011年12月 当社調達部 次長 2013年2月 当社監査役 2014年11月 当社取締役 管理部長 2015年12月 当社取締役 管理本部長 2019年11月 当社取締役 管理部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 遠藤正明氏は、経理・財務・総務を中心とした管理部門の責任者を歴任し、管理分野を中心に豊富な経験と見識を有しております。取締役としての実績も有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	41,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	やま ぐち ひと し 山 口 仁 志 (1965年9月5日生) 再任	<p>1990年1月 当社入社 2007年12月 当社技術部 制御2課 課長 2015年9月 当社設計部 次長 2016年9月 当社制御部 部長 2018年9月 当社製造部 部長 2019年11月 当社取締役 製造部長 2021年9月 当社取締役 調達部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 山口仁志氏は、製造部門の責任者を歴任し、製造における豊富な経験と実績を有しております。取締役としての実績も有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	26,972株
7	たけ だ まさ と 武 田 雅 人 (1971年1月14日生) 新任	<p>1989年4月 当社入社 2005年12月 当社技術部 技術2課 課長 2011年9月 当社営業部 東京営業所 課長 2016年6月 当社営業部 次長 2020年9月 当社営業部 部長 (中部サテライト(名古屋営業所)勤務) (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 武田雅人氏は、営業部門や技術部門の責任者を歴任し、主として営業部門の管理・監督機能を担っております。豊富な経験と実績を有することから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	19,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	おし の まさ のり 押 野 正 徳 (1958年5月17日生) 再任 社外 独立	<p>1984年10月 監査法人中央会計事務所入所 1988年9月 公認会計士登録 1990年1月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)山形事務所入所 1997年5月 同法人 社員 2011年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)山形事務所 所長 2017年6月 同法人 退職 2017年7月 押野正徳公認会計士事務所 所長(現任) 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 株式会社山形銀行社外取締役監査等委員(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 押野正徳氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、当社経営に対する客観的な助言や監督をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.押野正徳氏は社外取締役の候補者であります。なお、当社は、押野正徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。
- 3.押野正徳氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 4.当社は押野正徳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は19頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山口洋子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やま ぐち よう こ 山 口 洋 子 (1966年7月29日生) 再任	1989年2月 当社入社 2004年12月 当社管理部 総務課 課長 2011年12月 当社管理部 管理課 課長 2017年9月 当社管理部 総務課 課長 2018年11月 当社常勤監査役(現任) (監査役候補者とした理由) 山口洋子氏は、総務・経理・財務を中心とした管理部門の責任者を歴任し、管理分野を中心に豊富な知識・経験を有しております。常勤監査役として実効性の高い監査が行われている実績も有することから、当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者として再任をお願いするものであります。	26,875株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は19頁に記載のとおりであります。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和され、経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大、世界的な金融引き締めに伴う急激な為替の変動、原材料費の高騰や供給面での制約等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当工作機械業界におきましては、依然として新型コロナウイルスの影響があった中でも、内需、外需ともに高水準の需要が継続する状況となりました。

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異によって流行を繰り返しており、収束の時期を予測することは困難であることから、当面は当該感染症の影響が継続するものと見込んでおります。また、当社は外貨建資産を保有していることから、為替相場の変動による影響を受けております。

このような経営環境の中におきまして、当社グループは引き続き、感染対策に万全を期したうえで、市場及びお客様の期待に合致した製品づくりの追求を行いながら、全社的なコスト削減の実施に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては5,201百万円（前期比29.7%増）となりました。利益につきましては、営業利益で377百万円（前期比30.2%増）、経常利益は為替差益1,278百万円を計上したこと等により1,818百万円（前期比186.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,226百万円（前期比165.9%増）となりました。なお、当社グループの事業は、研削盤の単一セグメントであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は159百万円であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度において計画中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

二. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (2019年8月期)	第 61 期 (2020年8月期)	第 62 期 (2021年8月期)	第 63 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売 上 高 (千円)	6,759,941	5,416,990	4,010,347	5,201,750
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	660,424	432,581	461,156	1,226,194
1株当たり当期純利益 (円)	108.37	71.15	76.19	204.09
総 資 産 (千円)	12,914,735	12,792,808	13,245,550	14,728,471
純 資 産 (千円)	11,079,472	11,431,066	11,927,942	13,260,892
1株当たり純資産額 (円)	1,817.44	1,879.27	1,971.91	2,206.64

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「取締役向け株式交付信託」及び「社員向け株式交付信託」が保有する当社株式を控除して算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Micron-U.S.A., Inc.	100千米ドル	100.00%	当社製心なし研削盤、内面研削盤の輸入及び販売
Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd.	4,000千バツ	49.00%	当社製心なし研削盤、内面研削盤の輸入及び販売

(4) 対処すべき課題

当社は、創業以来、工作機械の開発・設計・製造・販売に専心してまいりました。近年では、ESG(環境・社会・ガバナンス)、SDGs(持続可能な開発目標)を念頭に、多様化する社会のニーズへフレキシブルに対応することが強く求められております。これらの課題に対して、工作機械の製造工程で培い磨き上げた技術をコアテクノロジーにして、脱炭素社会の実現に向けた自動車の電動化への対応のほか、医療機器分野や航空機分野等、自動車産業以外の分野においても、持続可能な社会の実現に寄与する革新的な技術や製品の研究開発に注力してまいります。併せて、これら過程で生じる知的財産の保護や活用等を戦略的に行い、製品やサービスの差別化と高付加価値化を図り、経営基盤の盤石化と企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社グループは、心なし研削盤（セントレスグラインダ）及び内面研削盤（インターナルグラインダ）と、その周辺装置の製造・販売を主たる業務としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年8月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	本社：山形県山形市蔵王上野578番地の2
	R & Dセンター：山形県上市市みはらしの丘19番地
	みはらし工場：山形県上市市みはらしの丘20番地1
	東京営業所：東京都中央区日本橋小網町17番18号
	中部サテライト(名古屋営業所)： 愛知県長久手市長配三丁目611番地
Micron-U.S.A., Inc.	5150 Falcon View Avenue S.E., Kentwood, MI 49512 U.S.A.
Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd.	No.641/1, Srinagarindra Rd., Suan Luang Sub-dist., Suan Luang Dist., Bangkok 10250 Thailand

(7) 使用人の状況（2022年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
235名	△11名

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
221名	△11名	44.0歳	17.7年

(8) 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 27,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,706,100株
- ③ 株主数 960名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ミクロン精密社員持株会	1,085,910株	17.70%
榊原 憲二	300,270株	4.89%
ミクロン精密取引先持株会	295,500株	4.82%
株式会社山形銀行	285,000株	4.64%
株式会社きらやか銀行	270,000株	4.40%
小松 貞生	256,500株	4.18%
日本生命保険相互会社	228,000株	3.72%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	180,753株	2.95%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	168,900株	2.75%
白田 啓	129,000株	2.10%

(注) 当社は、自己株式1,570,429株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

なお、自己株式には、取締役向け株式交付信託保有の当社株式 (98,900株) 及び社員向け株式交付信託保有の当社株式 (42,953株) を含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榊原 憲二	Micron-U.S.A., Inc. Chief Executive Officer Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. President
常務取締役	吉野 靖	生産本部長
取締役	善本 淳一	設計本部長兼営業本部長兼メディカル事業部長 Micron-U.S.A., Inc. Director Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. Director
取締役	遠藤 正明	管理部長
取締役	大宮 正則	技術部長
取締役	山口 仁志	調達部長
取締役	押野 正徳	押野正徳公認会計士事務所 所長 株式会社山形銀行 社外取締役監査等委員
常勤監査役	山口 洋子	
監査役 (非常勤)	今田 隆美	
監査役 (非常勤)	鈴木 辰雄	株式会社マルタニ 取締役会長

- (注) 1. 取締役の押野正徳氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち今田隆美氏及び鈴木辰雄氏は、社外監査役 (非常勤) であります。
 3. 社外取締役の押野正徳氏及び社外監査役 (非常勤) の今田隆美氏及び鈴木辰雄氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80,915 (1,200)	80,915 (1,200)	- (-)	- (-)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,830 (2,100)	10,830 (2,100)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	91,745 (3,300)	91,745 (3,300)	- (-)	- (-)	11 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 2.取締役の報酬限度額は、2012年2月24日開催の第52期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
- 3.監査役の報酬限度額は、2012年2月24日開催の第52期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務上の行為に起因する損害賠償金、訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は違法に便宜供与を得た場合、犯罪行為に起因する等の場合には補填の対象外としております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

イ. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定

株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定（個人別の報酬の額については取締役会で代表取締役社長に委任することを決定）。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長の榊原憲二に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責や職務執行状況、当社の経営環境等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

ハ. 委任した理由

代表取締役社長が当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責や職務執行状況について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(参考)

監査役会は、当該取締役の報酬額が役員報酬規程に沿うものであることを確認しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係並びに他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役押野正徳氏は、押野正徳公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。また、株式会社山形銀行の社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、同行と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役鈴木辰雄氏は、株式会社マルタニの取締役会長を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役押野正徳氏は、当事業年度開催の取締役会23回のうち20回に出席し、永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、客観的な助言や忌憚のない意見により、社外取締役として独立した立場から適宜発言を行っております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、経営会議においても、当社と子会社の財務状況・経営成績について適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を十分に果たしております。

社外監査役今田隆美氏は、当事業年度開催の取締役会23回のうち23回に、また監査役会15回のうち15回に出席し、他社の取締役・監査役の経験を活かした忌憚のない意見により、取締役の職務の適法性、妥当性を確保すべく、発言を行っております。

社外監査役鈴木辰雄氏は、当事業年度開催の取締役会23回のうち23回に、また監査役会15回のうち15回に出席し、他社の取締役の経験を活かした忌憚のない意見により、取締役の職務の適法性、妥当性を確保すべく、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、社是及び経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の継続的な向上を図るとともに、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーから信頼され、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、「内部統制システムの基本方針」という）を整備しております。

当社は、社会の変化に対応して内部統制システムの基本方針を常時見直すことで、より適正かつ効率的な体制を目指しております。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化策として、経営会議規程に基づいて設置した経営会議を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議を行っているほか、取締役会規程に基づき開催する取締役会においては、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保しております。

当社は従来から監査役会設置会社であり、監査役は経営に関する重要な会議に出席をして意見を述べることで、独立した視点から取締役の職務執行の適法性・妥当性を十分監査できる体制を確保しております。

② コンプライアンス

当社グループ全体で共有する「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。

③ 内部監査

当社グループは、社長直轄の内部監査室を置き、年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況の改善に資するなどの監査活動を実施しております。

④ 取締役・使用人の宣誓

当社グループの取締役及び使用人は、「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を遵守する旨の宣誓書にサインを行い提出しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程により、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を確保しておりますが、更に、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるなどの、規程の改正・強化に努めております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程
当社は、当社グループのリスク管理を統括する部門を置き、グループ全体のリスク管理規程・リスク対応マニュアルを制定し、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。
- ② 予防対策
当社グループの各部門長は、自部門の目標の達成に影響を与えると思われる重点実施項目（内外の発生し得るリスクを、発生頻度・被害の規模により抽出）を年度予防対策計画として定め、予防対策を推進します。
- ③ 有事の体制
当社グループに不測の事態が発生した場合、レベルに応じた対応責任者を明確にし、迅速かつ的確な報告・対策が行われる体制を整備します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営方針及び経営戦略
経営戦略の見直しや審議を行う定例の経営会議と取締役会を毎月開催するほか、機動性のある随時開催、当社子会社の取締役の随時参加により、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、効率的な職務の執行を行っております。
- ② 権限及び職責、手続き
業務分掌規程、職務権限規程、職務決裁基準規程その他の社内規程により、基本的な手続きや権限を明確化し、職務執行が効率的に図られるようにしております。
- ③ 組織構造及び慣行
組織的・人的構成については、機動的に見直し、効率化に努めております。
- ④ モニタリング
収益性を見直すミーティングを随時開催し、過去の実績との比較、予算との比較等を行うほか、案件などの進捗を管理することにより、定期的な収益性の確認をすることで、効率を高めております。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、相互に独立性を尊重しながらも緊密な連携を保ち、企業集団の内部統制を充実させ、業績向上と発展を図るため各社の経営実態の把握、経営体制の指針など、必要な体制の整備に努めております。
- ② 当社グループ全体で共有する「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。
- ③ 当社グループは、当社の内部監査室が作成した年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を受けるものとし、「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」に関する認識の統一と水準の向上に努めております。
- ④ 当社管理部門は、関係会社管理規程により、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況と財務状況を把握し、取締役会に報告しております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、当該社員は監査役の指揮命令に服し、人事（異動、評価、懲戒処分等）を行う場合は、人事担当取締役は事前に監査役会に報告し、意見交換を行い、監査役会の了承を得ることとします。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受けているほか、経営に関する重要な会議に出席しております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参したうえで、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行っております。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知った場合、遅滞なく報告を行うことにしております。
- ④ 内部監査室は、監査役に対し、内部監査状況について報告を行っております。
- ⑤ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人等から、当社グループに損害を及ぼす事項、不正行為や法令、定款違反に当たる事項についての報告を受けた者は、監査役に速やかに報告することとします。
- ⑥ 当社グループは、上記報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いは一切行わないこととします。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互に連携を図っております。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行っております。
- ③ 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組につきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しております。その主な取組は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役は、毎月開催する経営会議と取締役会を通じ、年度予算の決定をはじめ、重要な意思決定を行っております。また、適宜開催するミーティングで経営上の懸案事項の洗い出しや問題提起を行い、案件に対する速やかな意思決定と対応を行っております。更に、経営理念に基づく行動指針を毎年策定し、全社員に周知しております。

② リスク管理体制について

取締役は、毎月開催する経営会議と取締役会を通じ、当社を取り巻く環境の変化や取引先の状況等の情報を共有し、機動的な経営を行う体制を築いております。また、品質方針の徹底を図るべく、毎月全社員で唱和するほか、定期的な巡回指導により啓蒙を図っております。

③ 監査役の監査体制について

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、内部監査室、会計監査人等と情報共有を図り、取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備と運用状況を確認するほか、各監査役は取締役会等に出席し、適宜意見を述べております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績、配当性向等を総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,792,312	流動負債	1,175,950
現金及び預金	6,244,699	買掛金	153,484
受取手形及び売掛金	1,014,610	未払金	202,358
電子記録債権	203,848	未払法人税等	493,110
有価証券	324,767	契約負債	188,112
半製品	400,321	賞与引当金	83,314
仕掛品	1,224,332	役員賞与引当金	7,700
原材料及び貯蔵品	295,987	製品保証引当金	10,000
その他	84,624	その他	37,870
貸倒引当金	△877	固定負債	291,628
固定資産	4,936,158	長期未払金	15,020
有形固定資産	2,733,663	繰延税金負債	87,807
建物及び構築物	1,633,018	株式給付引当金	69,762
機械装置及び運搬具	236,562	役員株式給付引当金	98,878
土地	736,849	資産除去債務	20,160
建設仮勘定	74,155	負債合計	1,467,579
その他	53,077	純 資 産 の 部	
無形固定資産	14,238	株主資本	12,579,416
投資その他の資産	2,188,257	資本金	651,370
投資有価証券	2,095,204	資本剰余金	709,200
退職給付に係る資産	21,237	利益剰余金	12,754,976
繰延税金資産	1,610	自己株式	△1,536,129
その他	70,510	その他の包括利益累計額	646,756
貸倒引当金	△305	その他有価証券評価差額金	465,033
資産合計	14,728,471	為替換算調整勘定	181,723
		非支配株主持分	34,719
		純資産合計	13,260,892
		負債・純資産合計	14,728,471

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

売上 売上 販売費 営業 営業 受取 受取 補助 投資 為替 営業 支所 経常 特別 固定 特別 固定 税金 法人 法人 当期 非支配 親会社	上 上 及び 業 業 取 取 助 資 有 替 業 外 支 所 経 常 別 固定 特別 固定 税金 法人 法人 当期 非支配 親会社	原 総 一般 業 業 取 配 金 証 の の 常 利 産 損 産 等 税 税 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	高 価 利 益 利 益 息 金 収 入 益 益 他 利 息 他 益 利 益 却 益 損 除 却 損 純 利 益 税 額 純 利 益 純 利 益	5,201,750 3,520,506 1,681,243 1,304,005 377,238 51,012 29,377 17,763 38,723 1,278,130 28,247 112 1,469 1,818,911 2,378 18,698 1,802,591 578,594 △2,803 1,226,800 606 1,226,194
---	---	--	--	---

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,948,680	流動負債	1,153,157
現金及び預金	5,461,079	買掛金	152,399
受取手形	1,397	未払金	191,576
電子記録債権	203,848	未払費用	12,251
売掛金	1,009,298	未払法人税等	493,110
有価証券	324,767	契約負債	180,279
半製品	400,321	賞与引当金	82,104
仕掛品	1,207,588	役員賞与引当金	7,700
原材料及び貯蔵品	278,009	製品保証引当金	10,000
その他	62,849	その他	23,736
貸倒引当金	△480	固定負債	290,506
固定資産	5,083,476	長期未払金	15,020
有形固定資産	2,540,045	繰延税金負債	86,685
建物	1,430,191	株式給付引当金	69,762
構築物	45,925	役員株式給付引当金	98,878
機械及び装置	201,899	資産除去債務	20,160
車両運搬具	16,280	負債合計	1,443,663
工具、器具及び備品	50,909	純資産の部	
土地	720,683	株主資本	12,109,183
建設仮勘定	74,155	資本金	651,370
無形固定資産	14,238	資本剰余金	709,200
ソフトウェア	11,857	資本準備金	586,750
その他	2,380	その他資本剰余金	122,450
投資その他の資産	2,529,192	利益剰余金	12,284,742
投資有価証券	1,925,479	利益準備金	122,967
関係会社株式	513,970	その他利益剰余金	12,161,775
出資金	30	技術開発積立金	1,800,000
長期貸付金	5,104	別途積立金	1,800,000
前払年金費用	21,237	繰越利益剰余金	8,561,775
保険積立金	57,243	自己株式	△1,536,129
その他	6,432	評価・換算差額等	479,310
貸倒引当金	△305	その他有価証券評価差額金	479,310
資産合計	14,032,157	純資産合計	12,588,493
		負債・純資産合計	14,032,157

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

売上高		4,802,120
売上原価		3,355,322
売上総利益		1,446,797
販売費及び一般管理費		1,095,895
営業利益		350,902
営業外収益		1,416,425
営業外費用		1,582
経常利益		1,765,745
特別利益		
固定資産売却益	399	399
特別損失		
固定資産除却損	18,698	18,698
税引前当期純利益		1,747,446
法人税、住民税及び事業税	571,384	
法人税等調整額	△3,982	567,402
当期純利益		1,180,044

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月21日

ミクロン精密株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福 島 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 小 川 高 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミクロン精密株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミクロン精密株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月21日

ミクロン精密株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川高広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木克子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミクロン精密株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部の監査をオンラインにより開催し、基本的に当初の方針及び計画どおりの監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

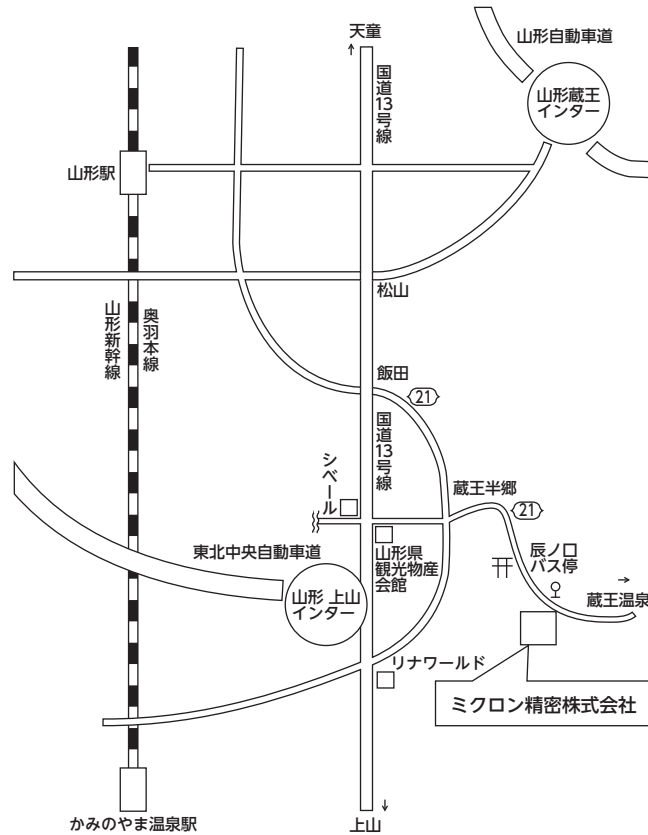
2022年10月21日

ミクロン精密株式会社 監査役会
常勤監査役 山 口 洋 子 ⑩
社外監査役 今 田 隆 美 ⑩
社外監査役 鈴 木 辰 雄 ⑩

以 上

株主総会会場のご案内略図

(会場) 山形県山形市蔵王上野578番地の2
当社 本社会議室 (電話023-688-8111)



(交通)

J R かのみのやま温泉駅よりタクシーで約15分

J R 山形駅よりタクシーで約20分

J R 山形駅より蔵王温泉行きバス(辰ノ口バス停下車正面)で約30分

工場見学会及び駐車場のご案内

株主総会終了後に工場の見学会を開催いたします。株主の皆様へ、最新技術をご覧いただき、当社及び当社製品へのご理解を一層深めていただければと願い、ここにご案内申し上げます。

1. 工場見学会

日時 2022年11月25日（金曜日） 第63期定時株主総会終了後
場所 当社 本社工場（定時株主総会会場敷地内）

2. 駐車場のご案内

総会会場に近い駐車場Aよりご利用くださいますようお願い申し上げます。なお、満車の場合は、駐車場Bへご案内することがございますが、ご了承ください。ご不明な場合は、当日駐車場付近で係りがご案内いたしますのでお申し出ください。

[略図]



※新型コロナウイルス感染症の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.micron-grinder.co.jp/>)にて変更後の事項をお知らせいたします。

UD FONT

